

FAX119通報システムについて

(利用案内及び利用条件)

概要

当消防本部では、音声による119番通報が困難な聴覚障がい者や発語に障がいのある方を対象にFAXを利用した「FAX119通報システム」の運用を実施しています。このシステムは、FAXによる緊急通報で救急車や消防車の要請ができるものです。

なお、この通報システムは登録制となっています。

利用対象者

下北消防本部管内にお住まいの方で、電話による119番通報が困難な方を対象とします。(原則として障害者手帳の交付を受けている方)

利用方法

- (1) FAX119通報システム(利用・変更・中止)申込書に必要事項を記入し、最寄りの消防署・消防分署に提出してください。(申込書は、最寄りの消防署・消防分署にあります。)
- (2) 登録が完了すれば、消防本部指令センターから「登録完了のFAX」が申込者のFAX機に届きます。
- (3) 「登録完了のFAX」が届いたときから利用開始となります。

FAX119通報システムの利用にあたって

注意事項

- (1) FAX119通報システムは一般の電話回線サービスを利用しているため、FAXが届くまで時間がかかることがあります。
- (2) FAX119通報システムで通報後、消防本部から返信FAX「救急車が出動しました」等が届かない場合は、直ちに近くの人に助けを求めるなど他の手段で通報してください。
- (3) 登録された電話番号以外からの通報は受信できません。また、返信FAXが届くようにあらかじめ設定しておいてください。(着信拒否設定をしている場合は、返信FAXが届かないことがあります。)

(4) 下北消防本部管内の火災・救急などに限ります。

(5) F A X 1 1 9 通報システムにかかる通信費は利用者の負担となります。

お問い合わせ

- 下北消防本部 通信指令課

TEL 0 1 7 5 - 3 3 - 1 0 6 3

FAX 0 1 7 5 - 2 2 - 0 1 1 4